

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

これまで本県では、みどりの保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画（2006（平成18）年度から2015（平成27）年度、以下「みどり計画」という。）を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

この間、生物多様性基本法の制定、COP10の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことや県内における生物多様性の現状と課題などを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、かながわ生物多様性計画（以下「生物多様性計画」という。）を策定します。

●●●●●●●●●●

「みどり」と生態系

みどり計画では、対象とする「みどり」を、豊かな自然環境を包括したものであり、個々の植物だけでなく、それらを育む水系を含めた森林や生きものの生息・生育環境として、さらには私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念となっています。

●●●●●●●●●●

2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり

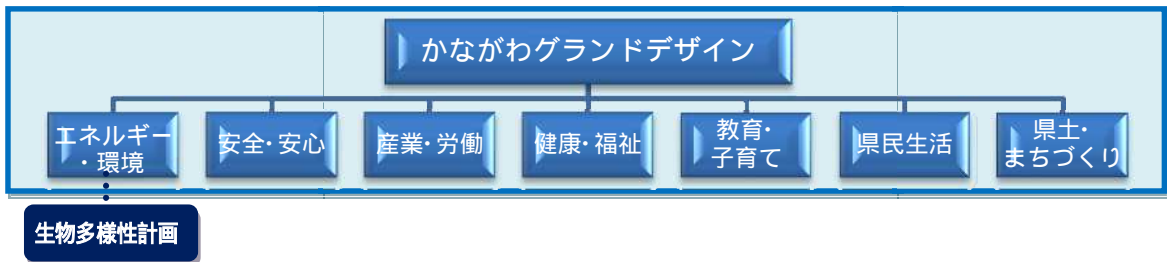
(1) 計画の位置付け

生物多様性計画は、生物多様性基本法第13条第1項に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として策定するものです。

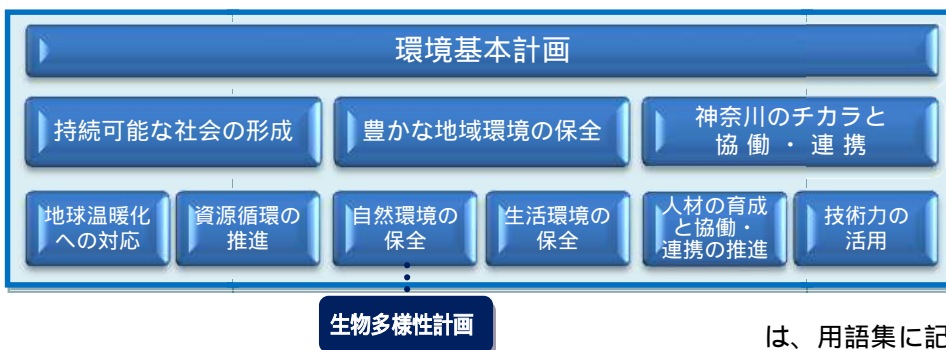
また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画としてみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有するものとして位置付けます。

(2) 県が策定する諸計画との関わり

生物多様性計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」のエネルギー・環境分野を支える個別計画です。



併せて、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものです。



は、用語集に記載のある用語

3 目標

生物多様性計画は、次の2つを目標とします。

地域の特性に応じた生物多様性の保全

本県は、全国で5番目に小さい面積の県土に、都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山地、山麓の里山、相模川などの河川や東京湾・相模湾の沿岸域、三浦半島の連続した樹林地などが存在し、多種多様な生態系を有しています。

生物多様性の保全を進めるためには、生態系が、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、ある程度まとまりのある地域（エリア）ごとに、その特性に応じた取組を進めていくことが有効と考えられます。

そこで、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。

生物多様性の理解と保全行動の促進

私たちの生活や事業活動は、あらゆる場面で生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みに支えられている一方で、日常生活や事業活動が生物多様性に影響を与えています。

そこで、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを目標とします。

コラム・2

環境負荷の低減に資する物品・サービスであることを示す「環境ラベル」

生物多様性基本法では、私たち一人ひとりの責務として、生物多様性の重要性を認識すること、日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと、生物多様性に配慮した物品又はサービスを選択することなどにより、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めることとしています。

生物多様性に配慮した物品又はサービスを選択するために役立つものとして、国や第三者機関などが生物多様性に配慮したものなど環境負荷の低減に資する物品・サービスを認証する制度があります。

こうした物品やサービスに付与される「環境ラベル」による選択が、私たちの生活の中に根付いていくことが望まれます。



適切に管理された森林からの製品や持続可能で適切に管理された漁業による水産製品であることを認証するラベル

[出典：環境省ホームページ]

4 計画の対象区域及び対象期間

(1) 対象区域

神奈川県全域

(2) 対象期間

2016（平成28）年度から2020（平成32）年度まで（5年間）

5 計画の推進

(1) 取組状況等の把握と公表

生物多様性計画の取組について、エリアごとの主な取組状況などをとりまとめ、県民に向け、分かりやすく公表します。

また、生きものの生息・生育環境の質や量を表す数値、生物多様性に関する県民の理解や保全行動の状況を表す数値を中心に表1のとおり指標として設定し、その変化を継続して把握し、取組状況と併せて公表し、取組の見直しにつなげていきます。

(2) 庁内の推進体制

取組を所管する関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な調整などを行いながら取組を進めます。

(3) 市町村との連携体制

連絡会議などの場を設け、情報交換や意見交換などを行い、市町村と連携した推進に努めます。

表1 指標一覧

区分	指 標
地域の特性に応じた生物多様性の保全	1 水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合
	2 丹沢山地における林床植生の状況
	3 野生生物（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ）による農作物被害額
	4 アライグマの捕獲効率
	5 里地里山認定協定活動の面積
	6 河川の水質環境基準（BOD）の達成率
	7 湖沼及び海域の水質環境基準（COD）の達成率
	8 地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積
	8-1 自然公園指定面積
	8-2 保安林指定面積
	8-3 自然環境保全地域指定面積
	8-4 歴史的風土保存区域指定面積
	8-5 近郊緑地保全区域指定面積
	8-6 特別緑地保全地区指定面積
8-7 風致地区指定面積	
8-8 生産緑地地区指定面積	
8-9 トラスト緑地面積	
8-10 都市公園面積	
と 生 保 物 全 多 行 様 動 性 の 理 促 解 進	9 生物多様性についての県民意識
	10 里地里山の保全活動に取り組んだ人数
	11 小網代の森の年間利用者数
	12 自然環境保全センターが実施する研修会、観察会等の参加人数

- ・「2 丹沢山地における林床植生の状況」について、シカの採食による林床植生への影響が低下すると、森林内の地面が植生に覆われている割合（林床植被率）が上昇するなど、林床植生の状況に変化が生じると考えられることから、指標としました。
- ・「4 アライグマの捕獲効率」とは、延べわな設置数当たりの捕獲数を言い、アライグマの生息密度が低下すれば、捕獲効率は低下していくと考えられることから、指標としました。
- ・「5 里地里山認定協定活動」については、第3章の1「(3) 山麓の里山エリア」の主な取組（21 ページ）に取組の仕組みを掲載しています。
- ・「8 地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園」については、第3章の2「(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全」中、＜緑地等を保全する制度の活用＞（27 ページ～）に各制度の概要を掲載しています。

は、用語集に記載のある用語